Ⅰ．重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成27年１月27日改訂）並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（平成28年２月改訂）（以下、独立行政法人会計基準等という）を適用して、財務諸表等を作成しております。

ただし、「独立行政法人会計基準」第43（注解39）の規定については、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」の附則第８条により経過措置を適用していることから、経過措置終了まで、現行セグメント区分に基づくセグメント情報の開示を行っております。

また、「独立行政法人会計基準」第81（注解60、注解61）の規定については、経過措置を適用していることから、改訂前の第81（注解60）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

収益化単位の業務及び管理部門の活動ごとの見積り費用と実績費用の管理体制を構築することに一定の期間を要するため、経過措置を適用し、費用進行基準を採用しております。

また、中期計画及びこれを具体化する年度計画に基づく各業務については、年度毎に重点化を行う執行がなされており、運営費交付金の予算配賦においても、前年度以前の運営費交付金と当年度の運営費交付金を合わせて配賦していることから、前年度に交付された運営費交付金を先に充当したとみなしております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～43年
機械装置	２～17年
船舶	15年
車両運搬具	２～６年
工具器具備品	２～25年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

法人内利用におけるソフトウェアについては、法人における利用可能期間（５年間）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

なお、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

３．引当金等の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、運営費交付金により財源措置がなされている部分を除く支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

⑶　保証債務損失引当金

債務保証に係る保証の代位弁済の損失に備えるため、財政状態、担保価値の評価等を総合的に判断した見積額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当該年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当該年度に発生している額のうち、運営費交付金により財源措置される部分を除く額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置されている部分の行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金及び年金給付に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

（会計方針の変更）

改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

この変更に伴う損益及び行政サービス実施コストに与える影響はありません。

５．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式

移動平均法による原価法（持分相当額が下落した場合は、持分相当額）

なお、関係会社株式のうち、探鉱中の事業についてはその成否を判断することは困難であるため、成否の結果が出るまでの間、内部通達に基づき、会社ごとに機構の出資額の二分の一を時価としております。

⑶　その他有価証券

①　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　時価のないもの

移動平均法による原価法

６．たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

７．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外国通貨及び外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

平成28年４月１日付け事務連絡「「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を受けた平成27事業年度財務諸表における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱いについて（留意事項）」（総務省行政管理局、財務省主計局法規課公会計室）に基づき、０％で計算しています。

９．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。